

作業所長の皆様へ！

建退共制度の普及に ご協力をお願いします。

退職金って
大事だよな

なるほど！

若い人材確保のため、取り組んでいます。



原因



- 日本建設業団体連合会(旧日建連)会員企業は平成21年4月、若年建設技能者(職人さん)の不足が続くと、将来建設業が産業として成り立たなくなるという危機感から、「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を発表し、これを推進していくことを申し合わせました。
- この提言のなかで、技能者の退職金を確保するため、建退共制度の普及を重要施策の一つに掲げ、現在その実現に向けた活動に力を入れています。

現状

若手入職者の減少・高い離職率

進む高齢化

熟練技能者がいなくなる！

建設技能者の人材確保・育成に関する提言

賃金の改善

重層下請構造の改善

建退共制度の普及

労働環境の改善

教育支援

広報活動

特に、民間工事での普及を目指しています。



- 公共工事では概ね十分な普及がみられる建退共制度ですが、建設投資の6割以上を占める民間工事における普及はまだ十分とは言えません。
- そこで日建連では、民間工事での制度普及を活動の中心に定め、会員企業に種々の取り組みをお願いしています。

民間工事での
証紙代の積算算入

民間工事での
制度適用標識
シールの掲示

下請企業への
加入促進PR

作業所では、次の4点のご協力をお願いします。



① 民間工事でも「制度適用標識シール」の掲示をお願いします。

- 建退共制度は、建退共に加入する元請の全ての工事に適用される制度であり、公共工事のみを対象としたものではありません。
- 下請企業が証紙請求しやすいよう、民間工事でも、作業所内の見やすい場所に、標識シールの掲示をお願いします。



制度適用標識シール

② 民間工事での証紙コストの予算化、証紙貼付をお願いします。

- 会員企業へは、民間工事での証紙代の積算算入をお願いしています。
- 各作業所でも、実行予算の作成段階などで証紙代の確保をお願いします。
- ①の標識シールの掲示は、「証紙請求があったら対応しますよ」という意思表示でもあります。下請企業から証紙の交付請求があった場合には、ぜひ前向きに対応いただきますよう、ご検討をお願いします。
- 「建退共は公共工事だけの制度」との誤解が生じないよう、ご配慮をお願いします。



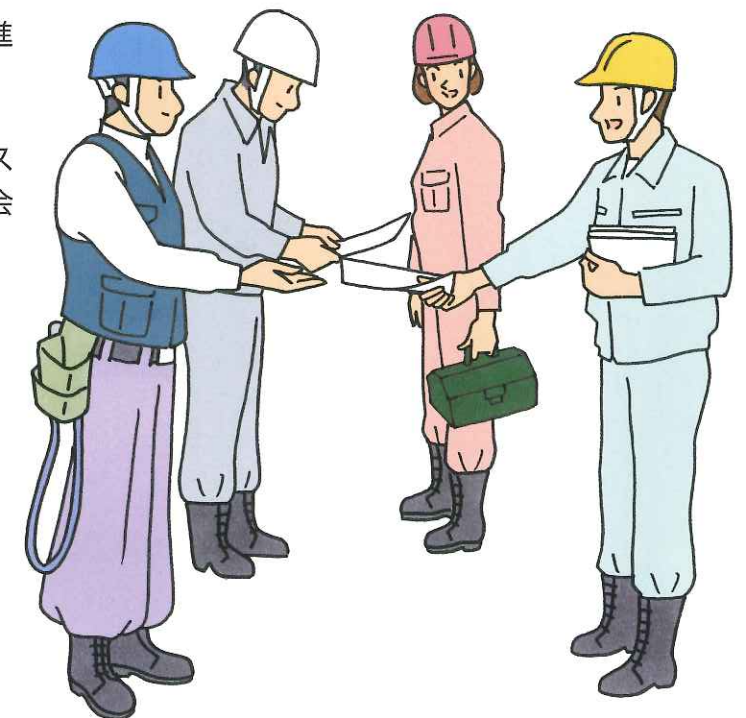
③ 下請企業へ、建退共に加入するよう指導をお願いします。

- 建設技能者が建退共の制度でカバーされるためには、彼らを雇用する事業主(下請企業)がこの制度に加入していることが必要です。
- 特に2次以下の下請企業は加入率が低だけでなく、元請側での加入状況の把握も限定的と思われるので、2次以下の加入状況を把握していただき、未加入企業への制度加入の指導をお願いします。



④ 建退共への加入促進PRに、ご協力をお願いします。

- 日建連は、建退共本部が行う各種の加入促進PRを支援しています。
- 各作業所でも、PRパンフレットの配布やポスター掲示をはじめ、災害防止協議会や安全大会等での制度PRにご協力をお願いします。



お願い 各作業所で取り組んでいただくにあたって

- 本パンフレットの内容は、あくまでも日建連が会員企業に対してご協力をお願いしているものです。
- 作業所での実際の対応は、各社のルールに則って取り組んでいただきますよう、お願いします。
- 本活動については、各会員企業より、社内ルールの検討などを担当いただく部署とご担当者を選任いただいています。ぜひこの機会に、自社の担当部署、活動方針等を確認いただきますよう、お願いします。

日建連は、建設技能者確保のため、
民間工事における建退共制度の普及に力を入れています。

若者に期待をもって建設業を目指してもらうには、年収レベルの向上はもとより、退職金が確保されることによる将来の生活に対する不安をできるだけ無くすことが必要です。

国土交通省からも、下請契約の締結に際して建退共コストに配慮する旨の通知*が出されています。

※「下請契約及び下請代金支払いの適正化ならびに施工管理の徹底等について」

「建設業って退職金もないの!?!」
…これからの建設業を担う若者たちに、そんなイメージが定着してしまわないよう、日建連の提唱する建退共制度の普及にご協力をお願いします。



建退共制度のあらまし

- 建設業で働く技能者は、現場や事業所を頻繁にかえることが多く、事業所ごとの退職金の支給対象にはなりにくいという現状があります。
- 建退共は、事業所ごとでなく建設産業すべてを制度の対象としており、事業主の方々が建設技能者の共済手帳に共済証紙を貼付することで、掛金を積み立てていくことができるようにした制度です。

制度の特徴

- 国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- 下請企業は経営審査事項で、加点評価の対象となります。
- 掛金の一部を、国が負担します。
- 掛金は、損金扱いとなります。
- 事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

このような給付を受けるためには、
事業主(下請企業)が建退共に参加している必要があります。

建設技能者の皆さんは、共済手帳の交付を受けていれば、積み立てた掛金(共済証紙貼付枚数)に応じて、適用対象期間が長いほど大きな給付が受けられます。請求した退職金は、建退共本部から直接支払われます。



確かなものを 地球と未来に

社団法人 **日本建設業連合会**

JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目5番1号 (東京建設会館内)

Tel.03-3553-0701 (代表) Fax.03-3552-2360 <http://www.nikkenren.com>